



福島地方環境事務所の 取組状況について

2021年12月



環境省 福島地方環境事務所

福島地方環境事務所の業務と体制

放射性物質環境汚染特別措置法等の施行

- ・ 除染等の措置等、汚染された廃棄物等の処理、中間貯蔵施設の整備 等
- ・ 対象地域：福島県、宮城県、岩手県の50市町村

福島地方環境事務所(福島市)

福島地方環境事務所 職員：548人※令和3年度定員

総務部

総合調整、庶務、広報、経理・契約

総務課、渉外広報課、企画課、経理課

環境再生・廃棄物対策部

除染、仮置場対策、災害がれき処理、建物解体、指定廃棄物処理の推進

環境再生・廃棄物対策総括課、環境再生課、仮置場対策課、廃棄物対策課

中間貯蔵部

中間貯蔵施設等の整備推進

中間貯蔵総括課、工務課、輸送課、管理課、中間貯蔵施設整備推進課、土壌再生利用推進課、用地企画課、用地補償課

県北支所 (福島市)	県中・県南 支所 (郡山市)	県中・県南 支所富岡分室 (富岡町)	浜通り 南支所 (広野町)	浜通り 北支所 (南相馬市)	浜通り北支所 浪江分室 (浪江町)	中間貯蔵施設 浜通り事務所 (いわき市)	放射線健康 管理事務所 (いわき市)	特定廃棄物 埋立処分施設 管理事務所 (富岡町)
---------------	----------------------	--------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------	----------------------------	--------------------------	-----------------------------------

環境再生プラザ

(福島県と協働)除染等に関する情報の発信、専門家派遣等

リプルンふくしま

特定廃棄物埋立処分事業に関する情報の発信、体験学習

中間貯蔵工事情報センター

中間貯蔵施設工事の進捗や安全への取組に関する情報の発信

放射線リスクコミュニケーション 相談員支援センター

相談員の活動を支援(研修・専門家派遣など)

環境再生事業・中間貯蔵事業の推進

・中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送

10月末時点で輸送累計1203万 m^3 達成(→P3)

・仮置場原状回復

総数1374箇所中884箇所で原状回復完了(→P4)

・中間貯蔵施設での除去土壌等の処理・貯蔵

10月末時点で用地面積78.4%取得 (→P5,6)

・特定復興再生拠点区域における除染及び家屋解体等

9月末時点で拠点内の除染89%、解体80%(→P7,8)

・再生利用の推進 長泥実証事業

今年度より盛土工事と水田での機能確認試験を実施(→P9,10)

廃棄物の処理

・汚染廃棄物対策地域11市町村における災害廃棄物等の処理

9月末時点で仮設焼却炉で131万トン进行处理(→P11)

・福島県内の特定廃棄物等の埋立処分施設への輸送・最終処分

10月末時点で20万袋を特定廃棄物埋立処分施設に搬入(→P12,13)

福島再生・未来志向プロジェクトの推進

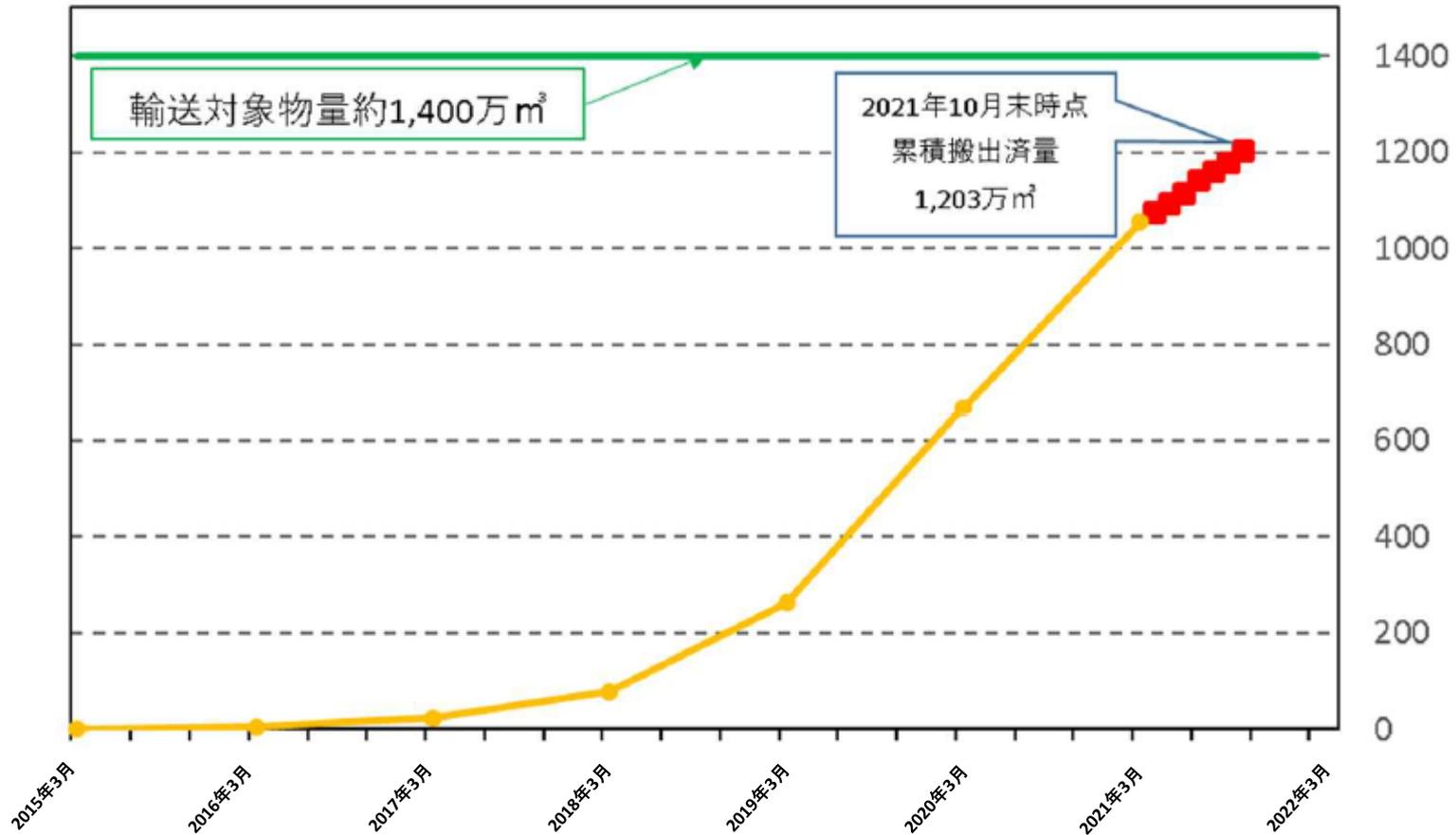
・脱炭素×復興まちづくりの先進地創出

浜通り自治体の脱炭素計画策定・機器導入の支援等(→P14)

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 中間貯蔵施設への搬入にあたっては、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。
- 2021年度は、年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)※の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。
- これまでに約1,203万 m^3 の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した。(2021年10月末時点)

※仮置場等での保管量と搬入済量との合計: 約1400万 m^3



(注)2022年度以降は、主に特定復興再生拠点区域における除染等に伴って生じた除去土壌等の輸送を行う予定

福島県内の仮置場の原状回復の進捗状況

- 福島県内の除去土壌等の保管量は、約230万m³※に減少。
※ 国管理は2021年9月末時点、市町村管理は2021年6月末時点の合計。保管物1袋当たりの体積を1m³として算出。
- 2020年度は、仮置場288箇所の原状回復を完了。2021年度は、180箇所程度の原状回復完了を目指す。

【搬出・原状回復のイメージ】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管



原状回復完了

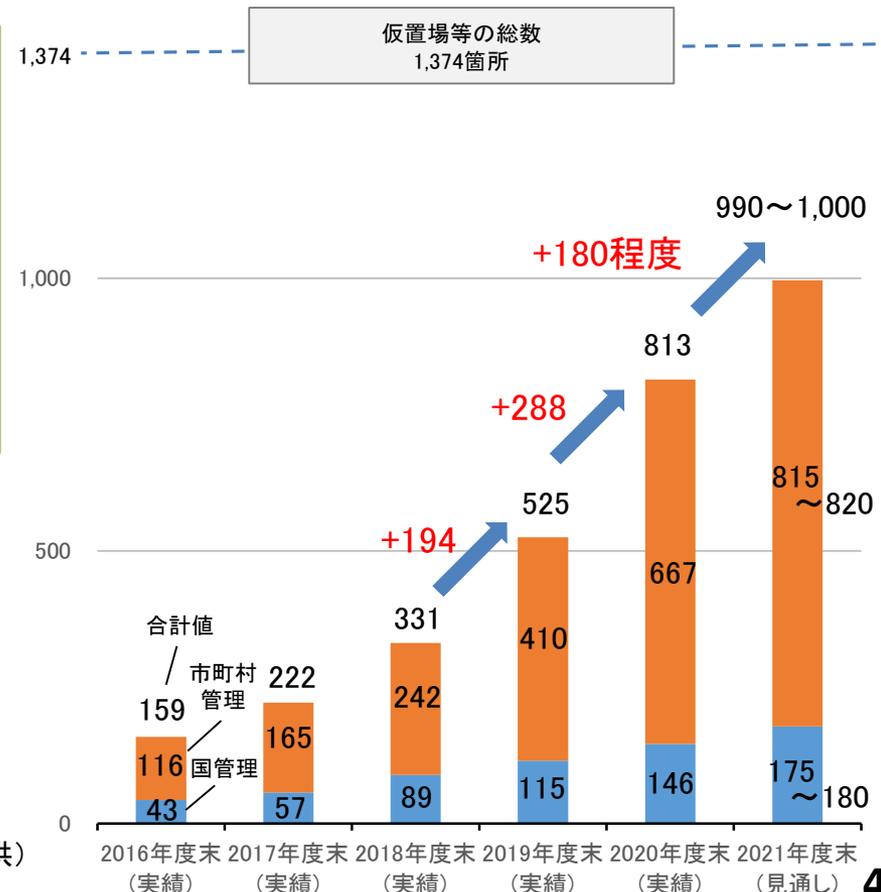


地権者等による営農再開



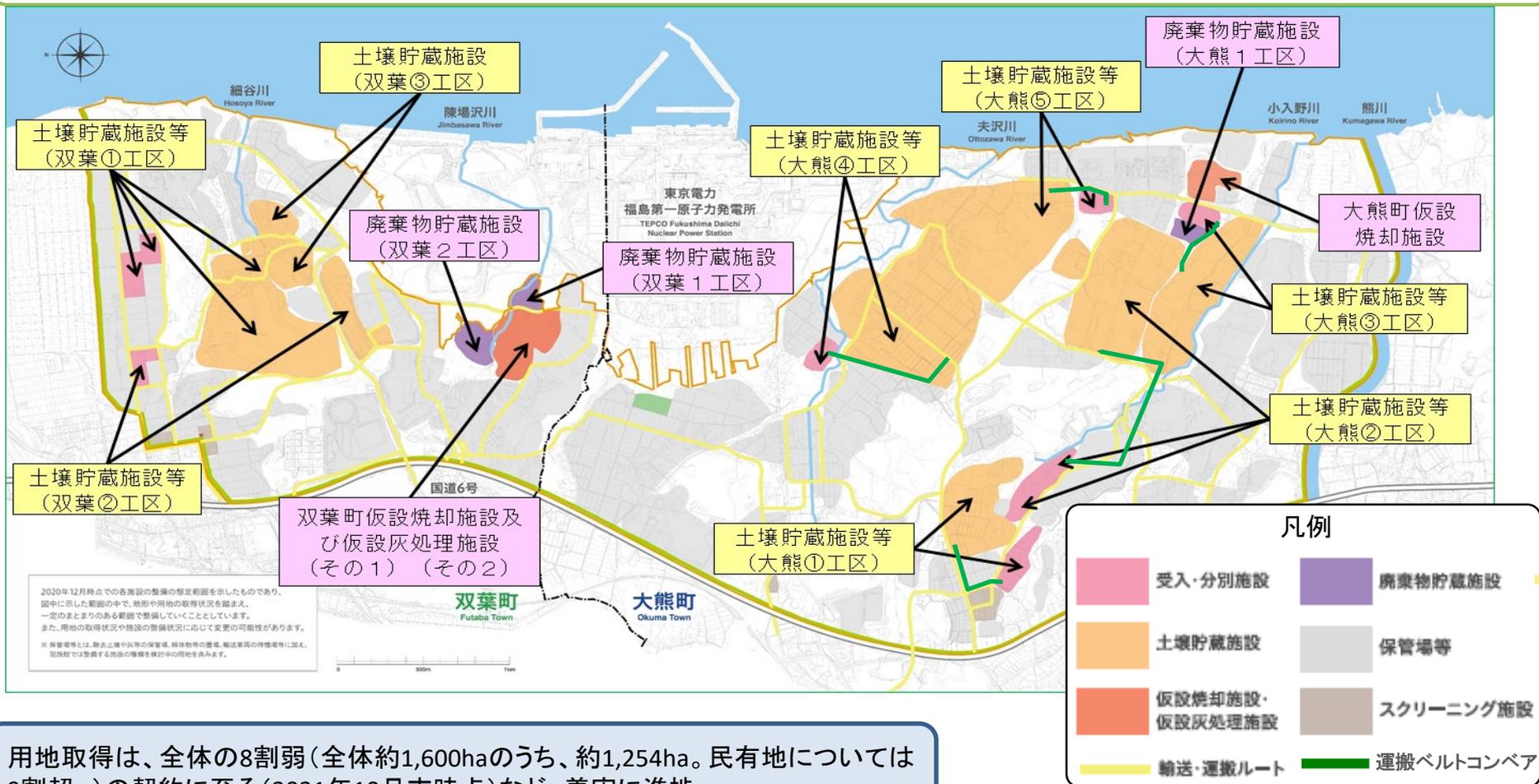
(写真：二本松市提供)

【原状回復した仮置場数の累計(一部試算)】



中間貯蔵施設(施設的位置)

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 中間貯蔵開始後、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。
- 施設では、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等を貯蔵。



用地取得は、全体の8割弱(全体約1,600haのうち、約1,254ha。民有地については9割超。)の契約に至る(2021年10月末時点)など、着実に進捗。

土壌貯蔵施設の整備状況



2021年7月5日撮影

大熊①工区



2021年7月5日撮影

大熊②工区



2021年7月2日撮影

双葉①工区



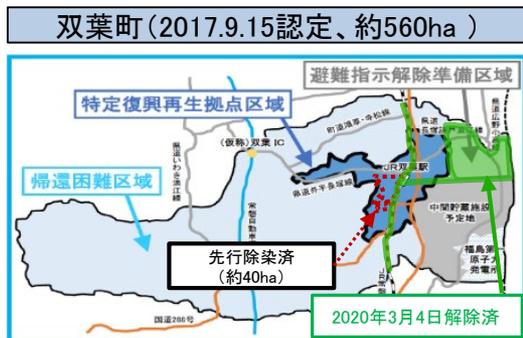
2021年7月2日撮影

双葉②工区

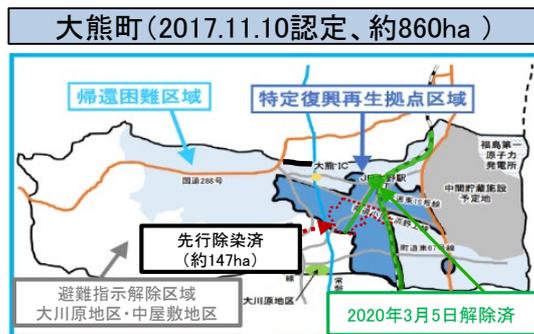
凡例
: 土壌貯蔵施設

帰還困難区域における取組 (特定復興再生拠点区域の除染・家屋解体等)

- 帰還困難区域内については、福島復興再生特別措置法に基づき市町村長が**特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染、インフラ等の整備）**に関する計画を作成し、これを内閣総理大臣が認定。計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す。
- 計画が認定されたすべての町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村)において、家屋等の解体・除染等工事を実施中。



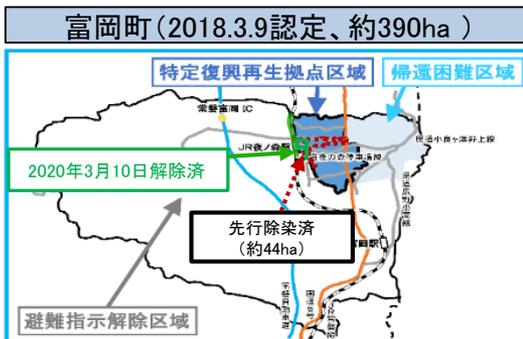
2022年春頃避難指示解除予定



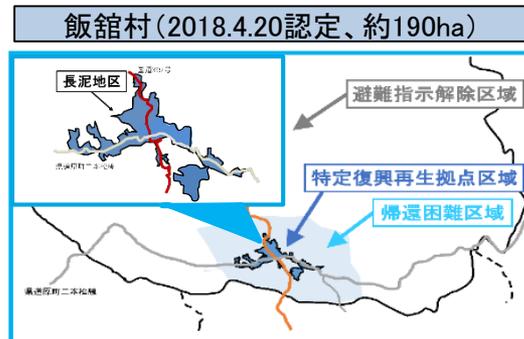
2022年春頃避難指示解除予定



2023年3月避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2022年春頃避難指示解除予定

特定復興再生拠点区域における除染・家屋等の解体の進捗状況

- 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除。
- 特定復興再生拠点区域における除染等工事全体の進捗は約89%、家屋等の解体の進捗は約80%で、各町村における進捗状況は以下のとおり(2021年9月末時点)。

町 村 名	避難指示解除目標	除染進捗	解体進捗
双葉町	2022年春頃	約87%	約84%
大熊町	2022年春頃	約89%	約83%
浪江町	2023年3月	概ね完了	約63%
富岡町	2023年春頃	約80%	約85%
飯舘村	2023年春頃	概ね完了	解体申請受付終了
葛尾村	2022年春頃	概ね完了	解体申請受付終了

- 注1) 除染進捗(%)は、当該町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画範囲にある除染対象箇所を集約した面積(飯舘村は実証事業区域を除く)に対する、除染実施面積の割合。
- 注2) 除染進捗は速報値のため、今後の精査によって変わります。
- 注3) 解体進捗(%)は、解体申請件数に対する、解体実施件数の割合。

大野幼稚園
(大熊町)

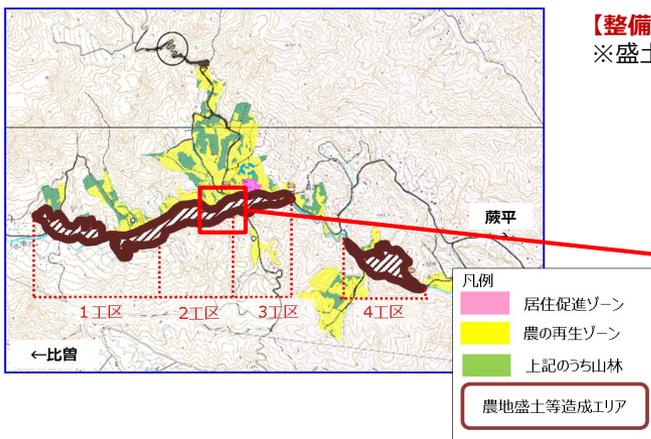


双葉町体育館
(双葉町)



飯舘村における環境再生事業の概要

- 2020年6月から農地造成のための準備工事を開始。2021年4月から盛土工事に着手。
- 栽培実験として、2020年度は、覆土なしでの栽培も含めた、食用作物等の栽培を実施し、生育性・安全性を確認。食用作物の放射能濃度の測定の結果は、一般食品の放射能濃度の基準値である1キログラム当たり100ベクレルよりも十分低い値であった(0.1~2.3Bq/kg)。
- また、2021年度は、栽培実験を継続するとともに、水田の機能を確認するための試験を実施。



【整備規模】農地造成エリア：3.4 ha (今後変更となる場合がある)
 ※盛土量等については、今後の計画により具体化する。



再生資材化プラント



ビニールハウスでの栽培状況



盛土実証ヤードの状況



農地造成の様子



飯舘村における環境再生事業スケジュール

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
		復興再生計画期間：平成30年4月20日～平成35年5月31日（令和5年5月31日）				
環境省	調査・設計・発注手続き	▼6/9契約				
	農地造成事業 ※実証事業の結果を踏まえ実施	準備工事				
	盛土造成工事					
	水田の機能を確認するための試験					
飯舘村	ほ場整備	土地改良・補完工事				
		換地処分				



ビニールハウスでの栽培状況
(2021年7月撮影)



盛土実証ヤードにおける採取の状況
(2021年7月撮影)

特定廃棄物の処理 (国直轄による福島県(対策地域内)における仮設焼却施設の設置状況)

- 9市町村(11施設)において仮設焼却施設を設置しており、それぞれの進捗状況は下表のとおり。2021年9月末までに約131万トン(除染廃棄物を含む)を処理済。
- 現在稼働している仮設焼却施設においては、環境モニタリング(※1)を実施しており、排ガス中の放射能濃度が検出下限値未満であること等を確認している。

(※1) 環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <<http://shiteihaiki.env.go.jp/>>



立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2021年9月末時点)	
浪江町	稼働中(2015年5月より)	300t/日	約291,000トン(約189,000トン)	
大熊町	稼働中(2017年12月より)	200t/日	約87,000トン(約41,000トン)	
双葉町	稼働中(2020年3月より)	350t/日	約56,000トン(約18,000トン)	
葛尾村	災害廃棄物等の処理完了	200t/日	約131,000トン(約37,000トン)	
楢葉町		200t/日	約77,000トン(約32,000トン)	
川内村		7t/日	約2,000トン(約2,000トン)	
飯舘村(小宮地区)		5t/日	約2,900トン(約2,900トン)	
飯舘村(蕨平地区)		240t/日	約257,000トン(約54,000トン)	
富岡町		500t/日	約155,000トン(約55,000トン)	
南相馬市		400t/日	約214,000トン(約91,000トン)	
川俣町		既存の処理施設で処理 (処理完了)	—	—
田村市		—	—	—

※処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。

管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに200,932袋搬入済み。(2021年10月末時点)
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

施設の概要

- 既存の管理型処分場(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を活用
- 富岡町に立地(搬入路は檜葉町)
- 地元との調整の結果、施設を国有化
- 最終処分場としての位置づけ

埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入



- 仮設焼却施設(建設工事中、撤去済等を含む)
- 汚染廃棄物対策地域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域
- 帰還困難区域

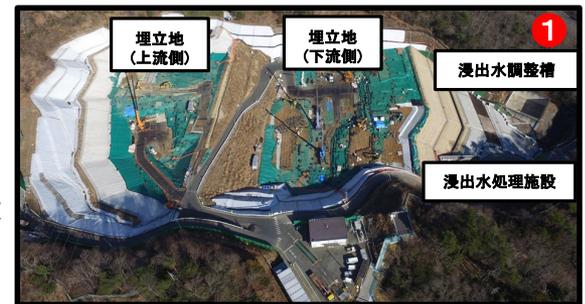


これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・檜葉町に受入れを要請
- 2015.12.4 県・富岡町・檜葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- 2017.11.17 搬入開始
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働

関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物固型化処理施設



クリーンセンターふたばを活用した埋立処分

双葉地方広域市町村圏組合が所有する管理型処分場「クリーンセンターふたば」を下記の廃棄物の最終処分場として使用すること等について、同組合、福島県及び環境省との間で合意し、2019年8月5日に基本協定を締結。環境省において、2020年12月から約2年かけて整備予定。

最終処分する廃棄物の種類

- ① 双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物
- ② 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
- ③ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物



現況写真（2019年7月24日撮影）

【クリーンセンターふたばの現状】

- 設置場所 大熊町小入野(こいりの)
- 設置者 双葉地方広域市町村圏組合
- 東日本大震災前まで、産業廃棄物最終処分場及び双葉郡の一般廃棄物最終処分場として活用されてきた。福島第一原子力発電所事故の影響により休止している。

未来志向の新たな環境施策の展開

～ふくしま、次の10年へ～

- 第2期復興・創生期間を迎え、福島県が本格的な復興・再生に向けたステージへ歩みを進めるこの機会に、環境省としてなすべき取組を、「ふくしま、次の10年へ」と題して取りまとめ。
- 東日本大震災から10年の節目を越え、福島の本格的な復興・再生という次のステージに向け、環境省と福島県の連携協力協定やふくしまグリーン復興構想の下、未来志向の新たな環境施策に連携して取り組む。

脱炭素×復興まちづくりの先進地創出

- 福島県産再エネ電気の利用促進
- 先進脱炭素モデルケース形成
- 脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム

環境先進地域へのリブランディング

- 自然資源を活かした地域の魅力向上
- 環境再生ツーリズム等の推進
- No.1ふくしま飛躍応援プロモーション

福島・環境再生の記憶の継承

- 子ども達・次世代への継承
- 環境再生の記憶の共有・伝承
- アーカイブの充実・発信強化

2021年度の取組例

脱炭素×復興まちづくりの先進地創出

■ FS事業

- 大熊町における柿栽培を想定した営農型太陽光発電に係るFS

対象地域：大熊町

事業概要：太陽光パネル下で、柿栽培を長期（15年間以上を想定）にわたり営農するための栽培システム構築など、営農型太陽光発電に係る調査及び検討を行う。



■ 計画・導入補助事業

- 楡葉町屋内体育施設太陽光発電設備導入計画事業

対象地域：楡葉町

事業概要：ならはスカイアリーナへの太陽光発電、蓄電設備導入に向けた基本設計等



ならはスカイアリーナ

環境先進地域へのリブランディング

■ FUKUSHIMA NEXT

福島において、環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組を実施する方々を県内外の様々なメディアで発信。



FUKUSHIMA NEXT 4月新聞広告

福島・環境再生の記憶の継承

■ チャレンジ・アワード

福島にゆかりのある学生を対象とし、福島のこれまでとこれからのアイデアや想いを募集。

